

他区から転入・区内転居された場合

主な手続き窓口のご案内

平野区役所 (06-4302-9986)

*コールセンターにつながります

転入・転居届 1階15番窓口 (住民情報課 06-4302-9963)

- * 住み始めてから14日以内に届出をしてください。
- * 小中学生のお子さまがいる方は、就学通知書をお受け取りください。
- * 住基カードをお持ちの方は、住所異動届の際に申し出ください。

その他の手続き窓口について

*手続方法や期限など、詳しくは各担当にお問い合わせください。

平野区から市内他区へ住所異動された方は、直接お住まいになる区の区役所で転入届を提出してください。

保険・年金のこと

介護保険証をお持ちの方

3階 31番窓口

保健福祉課（介護保険）

(06-4302-9859)

国民年金（第1号）に加入している方

住所変更は必要ありません

* 第3号・厚生年金・共済年金加入の方は、お勤めの会社に届出をしてください



障がい・指定難病・特定疾患等のある方

特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方、特別障がい者手当・障がい児福祉手当等を受給している方
経過的福祉手当を受けられている方

外国人心身障がい者給付金を受けられている方

重症心身障がい者介護手当を受けられている方

心身障がい者扶養共済に加入している方

重度障がい者医療費・老人医療（一部負担金）助成の医療証をお持ちの方

障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方

公害手帳・被爆者手帳をお持ちの方

届出が必要

3階 33番窓口

保健福祉課（地域福祉）
(06-4302-9857)

高齢者の方

緊急通報システム・高齢者介護用品を使用されている方

変更手続きが必要

3階 32番窓口

保健福祉課（地域保健）
(06-4302-9882)

お子さまのいる方・妊娠されている方

乳幼児健診を受診していない方・母子手帳をお持ちの方

こども難病医療給付、療育医療給付を受けておられる方

小児慢性特定疾患の医療給付を受けている方

届出が必要

3階 33番窓口

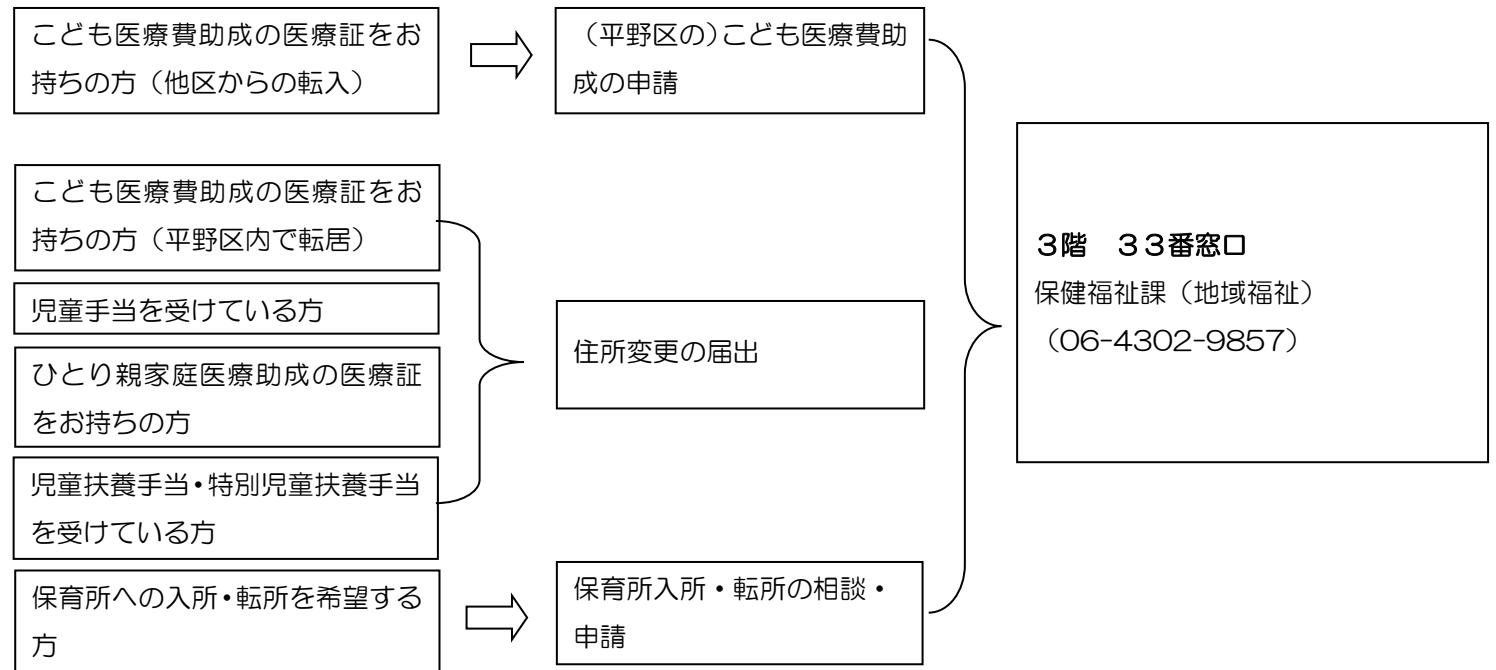
保健福祉課（地域福祉）
(06-4302-9857)

住所の変更届、3ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児各健診の案内

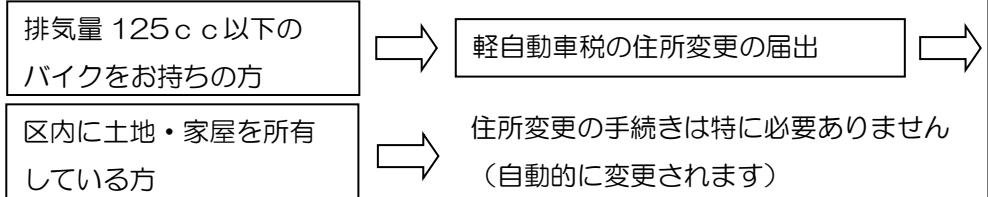
住所変更の届出

3階 32番窓口

保健福祉課（地域保健）
(06-4302-9882)



税金のこと



あべの市税事務所
阿倍野区旭町 1-2-7-702
あべのメディックス7階
軽自動車税担当
(06-4396-2954)
固定資産税担当
土地 (06-4396-2957)
家屋 (06-4396-2958)

* 他の市区町村に土地、家屋をお持ちの方は、それぞれの市区町村の固定資産税担当課にお問い合わせください。

住民税（市・府民税）を納めている方

住所変更の手続きは特に必要ありません
(自動的に変更されます)

その他暮らしのこと

犬を飼っている方

登録変更の届出

3階 32番窓口
保健福祉課 (06-4302-9882)

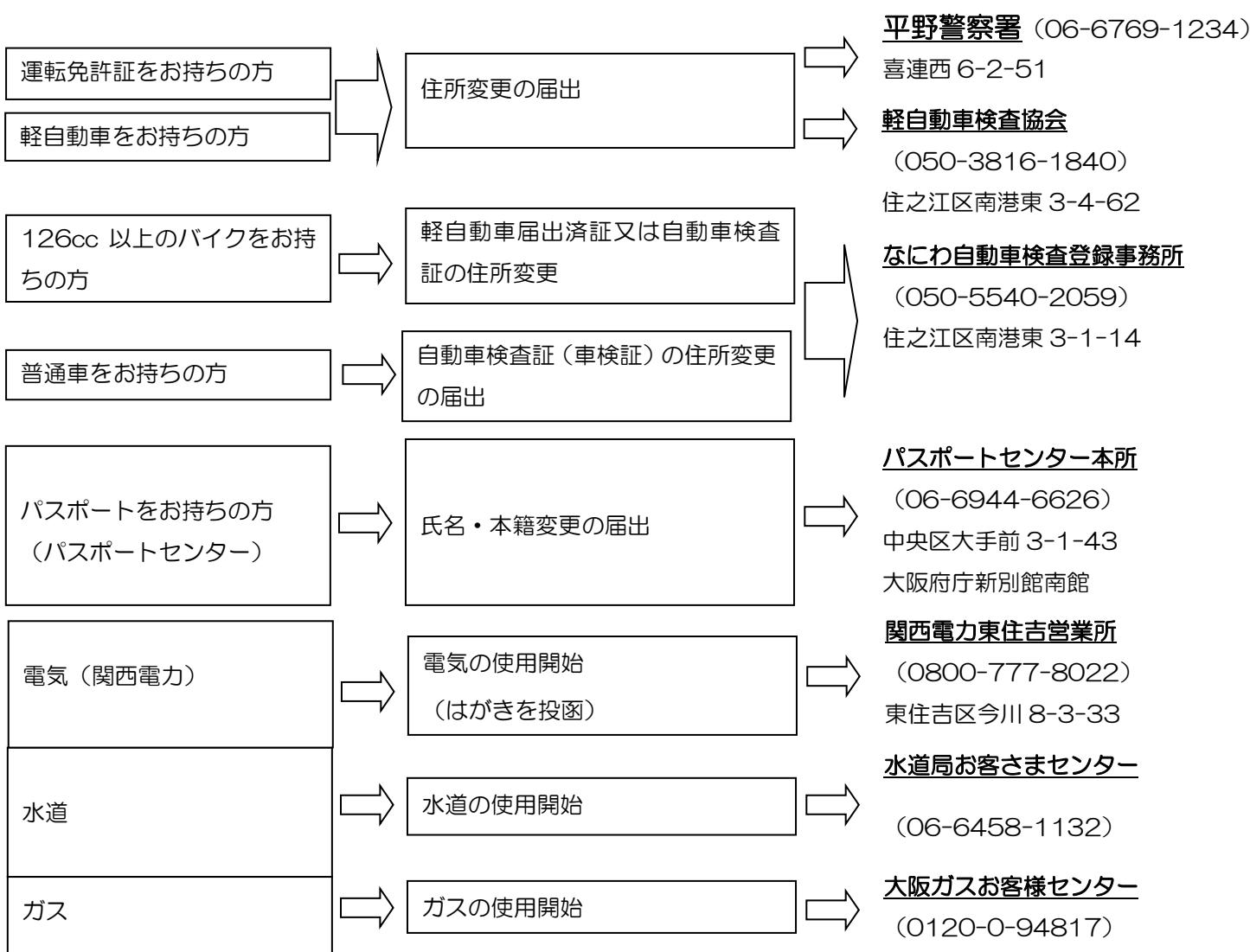
他の行政機関・公共的機関

平野区内に土地・家屋を所有されている方

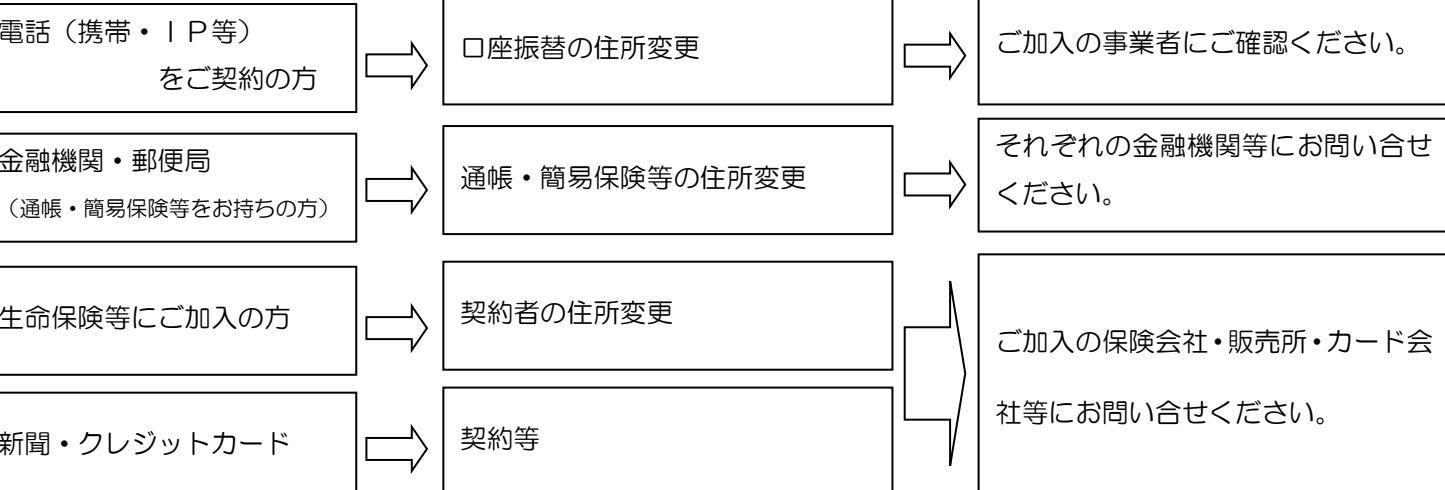
土地・家屋の登記名義人住所変更の届出

大阪法務局天王寺出張所
(06-6772-2535)
天王寺区六万体町 1-27

* 他の市区町村に土地、家屋をお持ちの方は、所轄の法務局（出張所）で手続きをしてください。



その他



* 代表的な手続きのみご案内させていただいておりますので、ご了承ください。

* 平成31年4月に作成したものです。手続き方法が変わるものがありますので、ご了承ください。